

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

☞納税者（ご家族を含む。）が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の他、新型コロナウイルス感染症に関連して以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度（地方税法第15条）がありますので、**住民課税務室**にご相談ください。

<ケース1>災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

<ケース2>ご本人又はご家族が病気に罹った場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気に罹った場合

<ケース3>事業を廃止した、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業した場合

<ケース4>事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

☞新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時的に納付することが困難な場合は、申請による換価の猶予制度（地方税法第15条の6）がありますので、**住民課税務室**にご相談ください。

喜茂別町役場 住民課
【税務室 電話：33-2211 IP：33-5011】

※感染症予防対策のため、電話での問い合わせにご協力ください※